

平成30年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況について

消費税率の引上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、社会保障施策に要する経費の財源とし、その充当について明らかにすることとされておりますので、以下のとおり明示します。

平成30年度決算額 【うち社会保障財源化分】

地方消費税交付金 125,346 千円 52,884 千円

(単位：千円)

事業名		事業費	うち一般財源 ()は、増収分交付金充当額	
社会福祉	児童福祉事業 (保育関係経費、子ども医療費など)	323,741	130,759	(16,922)
	高齢者福祉事業 (自立継続サポート事業、老人施設 入所経費など)	24,972	24,681	(3,173)
	障害者福祉事業 (障害福祉サービス等給付事業、自 立支援医療給付費など)	117,289	32,244	(4,230)
小 計		466,002	187,684	(24,325)
社会保険	国民健康保険	45,712	22,174	(2,644)
	介護保険	80,765	80,213	(9,522)
	後期高齢者医療	102,292	89,364	(11,634)
小 計		228,769	191,751	(23,800)
保険衛生	予防対策事業 (予防事業)	15,543	15,522	(2,115)
	健康対策事業 (健康増進事業、がん検診推進事業 など)	23,889	19,770	(2,644)
小 計		39,432	35,292	(4,759)
合 計		734,203	414,727	(52,884)

※事務費、事務職員の人件費（特別会計への事務費、人件費繰出しを含む）は、事業費から除いています。